

公安委員会
報告資料

令和6年中における公安委員会事務の決裁
及び専決結果について

令和7年3月26日
総務課

1公安委員会事務決裁件数

	R 4	R 5	R 6	前年比
警務部	110	387	158	-229
生活安全部	5	6	14	+8
刑事部	3	0	0	±0
交通部	490	573	599	+26
警備部	2	9	10	+1
総数	610	975	781	-194

2公安委員会事務専決件数

	R 4	R 5	R 6	前年比
本部長専決	34	276	7	-269
部長専決	5,228	2,116	1,691	-425
課長等専決	585,368	487,321	499,840	+12,519
署長専決	298,936	279,646	291,176	+11,530
総数	889,566	769,359	792,714	+23,355

3分析・評価

(1)分析

ア公安委員会決裁件数及び本部長専決件数が減少した主な要因は、警察署協議会員及び地域交通安全活動推進委員に関し、それぞれ委嘱替えの年ではなかったためである。

イ課長等専決件数が増加した主な要因は、運転免許事務関係が増加（前年比+13,095件）したほか、令和6年中、交通規制課において、信号機の番地表記見直しの強化が行われたこと、また、緊急通行車両であることの確認及び証明書の交付に関して、令和5年9月1日から災害発生前における確認及び証明書の交付が可能となったことに伴い、同確認件数及び証明書の交付件数が増加したことによるものである。

(2)評価

本部長等の専決事務については、事務決裁規程に基づいて本部長等において適正に専決されており、専決された事務に公安委員会の決裁を受けて処理しなければならない事務は認められない。

また、課長専決、署長専決が全体的に増加した主な要因は、運転免許事務関係に基づくもので、新たに業務負担が生じたものではない。

4今後の取組

(1)事務決裁規程の見直しの検討

事務の効率的、効果的な処理が行えるよう、必要に応じて事務決裁規程に定められた決裁・専決区分について、見直しを行う。

(2)取扱件数の増減変更要因の報告

取扱件数が、年間を通じて大きく増減変更する要因が見込まれる際は、当該要因や見通しが明らかになり次第、公安委員会に報告するものとする。